

参考資料

1. 用語解説

	用語	用語解説
か行	キャッシュレス決済	クレジットカードや電子マネー(交通系 IC カード等)、スマートフォン決済等により、現金を使用せずにお金を支払うこと。
	居住誘導区域	一定のエリアにおいて、人口密度を維持することにより、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。「都市再生特別措置法」に基づく制度。
	交通結節点	人や物の輸送において、複数の交通手段が相互に連絡・集中する、乗り換え・乗り継ぎ等の拠点となる場所。
さ行	自家用有償旅客運送	地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために、市町村や NPO 法人等があらかじめ国へ登録して、有償で自ら保有する車両を使って旅客を運送すること。
	自動運転	運転者ではなくシステムが、運転操作に関わる認知、予測、判断、操作を代替して行い、自律的かつ安全に自動車を運転すること。広義には人間によるハンドルやブレーキなどの操作を、さまざまなシステムで支援することを含む。
た行	地域公共交通	地域住民の日常生活・社会生活における移動や、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共の交通機関。
	地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組を支援する、国土交通省の補助事業。
	定住自立圏	総務省が定めた「定住自立圏構想」に基づいて進めている、自治体間の広域連携のこと。近接する市町村がさまざまな分野で相互に連携・協力し、「定住」のための暮らしに必要な生活機能を圏域全体で確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培うことで、魅力あふれる地域づくりを進め、圏域全体を活性化しようとするもの。
	デジタルサイネージ	公共空間や交通機関等の様々な場所で、ディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム。デジタル案内板などがある。通信ネットワークを利用することで、案内情報等をリアルタイムで更新・配信することが可能。
	デマンドタクシー	利用者からの事前予約により、自宅等から運行区域内の希望する目的地まで運行する乗合型のタクシーサービスのこと。予約を受け、複数の利用者を経由して乗り合い、それぞれの目的地まで運行する。
	特定乗降場所	本市の乗合タクシーにおいて、各運行区域の区域外で乗降することができるところのこと。市中心部に複数箇所設定している。

	用語	用語解説
た行	特別交付税	特別交付税は、普通交付税の対象とならない災害等の特別の財政需要に対し、地方交付税総額のうち 6%に相当する額が地方公共団体に交付されるもの。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域として、立地適正化計画で定められる区域。「都市再生特別措置法」に基づく制度。
な行	二次交通	鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地等を結ぶ交通のこと。
	乗合バス	自動車により、不特定多数の旅客を乗り合わせて運送する交通機関のこと。路線バスやデマンドバス等がある。
は行	ハイヤー	一般タクシーが駅前などの乗り場や街中で乗車できるのに対し、ハイヤーは営業所や特定の場所に待機し、客の申し込みに応じて営業する、貸し切り乗用車のこと。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある方等が社会生活をしていくうえで障壁となるものを取り除くこと。
	福祉タクシー	一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がいのある方等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。
	福祉有償運送	高齢者や障がいのある方等、単独では公共交通機関の利用が困難な方を対象に、NPO 法人等が営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して行う移送サービスのこと。
ま行	モビリティツーリズム	移動と地域資源を一体的に楽しめる、「移動そのもの」に着目した観光等の取組のこと。
M	MaaS	Mobility as a Service の略称。 複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

2. 関係例規

○玉名市附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月31日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第3条 別表附属機関の欄に掲げる附属機関は、それぞれ同表所掌事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表事務の内容の欄に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以下(略)

※玉名市地域公共交通会議の箇所を抜粋

執行機関	市長
附属機関	玉名市地域公共交通会議
所掌事項	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。 (2) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関すること。 (3) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (4) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (5) 市の総合的な交通施策に関すること。 (6) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (7) その他地域公共交通に関し市長が必要と認める事項に関すること。
事務の内容	審議
委員の定数	20人以内
委員の構成	(1) 学識経験を有する者 (2) 住民又は利用者の代表者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 (6) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者 (7) 玉名警察署長又はその指名する者 (8) 道路管理者 (9) 市長が指名する職員 (10) その他市長が適当と認める者
委員の任期	2年

○玉名市地域公共交通会議の組織及び運営に関する規則

平成27年3月31日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例(平成27年条例第2号)第6条の規定に基づき、玉名市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 交通会議は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号国土交通省総合政策局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、航空局長通知)に基づく生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(平27規則48・追加、令5規則26・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平27規則48・旧第2条繰下)

(会議)

第4条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することが適当でないと議長が認めるときは、交通会議に諮った上で公開しないことができる。

(平27規則48・旧第3条繰下)

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(平27規則48・旧第4条繰下)

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平27規則48・旧第5条繰下)

(分科会)

第7条 交通会議に、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(平27規則48・旧第6条繰下)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(平27規則48・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第5条第1項に規定する任期が満了した後最初に関く交通会議の会議については、市長が招集する。

附 則(平成27年9月30日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月28日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

3. 計画策定の経過

日時	内容
令和5年 4月20日	第1回玉名市地域公共交通会議 ※書面決議 (玉名市地域公共交通計画策定に伴う、策定支援業務の委託 先選定のためのプロポーザルの実施について)
令和5年 6月2日	第2回玉名市地域公共交通会議 ※書面決議
令和5年 7月6日	路線バス乗降者数調査の実施
令和5年 7月6日	第3回玉名市地域公共交通会議 (玉名市地域公共交通計画の策定スケジュールについて)
令和5年 7月28日～8月10日	市民アンケート調査の実施
令和5年 7月19日	鉄道利用者調査の実施
令和5年 8月4日～8月18日	乗合タクシー利用登録者アンケート調査の実施
令和5年 8月18日	第4回玉名市地域公共交通会議 ※書面決議
令和5年 9月5日	第5回玉名市地域公共交通会議 ※書面決議
令和5年 10月27日	第6回玉名市地域公共交通会議 (玉名市地域公共交通計画(素案)について)
令和5年12月22日	第7回玉名市地域公共交通会議 (玉名市地域公共交通計画(案)について)
令和6年 1月17日	第8回玉名市地域公共交通会議 ※書面決議
令和6年 1月18日～2月5日	パブリック・コメントの実施 (玉名市地域公共交通計画(案)に係る意見募集)
令和6年 2月22日	第9回玉名市地域公共交通会議 (玉名市地域公共交通計画の策定について)
令和6年 3月	製本・配布

4. 玉名市地域公共交通会議委員名簿

(敬称略)

No.	区分	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	熊本大学	吉城 秀治	副会長
2	住民代表	玉名市区長会協議会	大倉 義郎	
3			井上 秀信	
4			田中 等	
5			坂門 明	
6	バス事業者	産交バス(株)	宮島 雅彦	
7	バス事業者の団体	(一社)熊本県バス協会	冨田 廣志	
8	バス運転者の団体代表	全九州産業交通労働組合	貢 博之	
9	タクシー事業者	玉名タクシー(有)	野上 光枝	
10		(有)岱洋タクシー	田中 千波	
11		(有)高瀬合同タクシー	徳永 孝枝	
12		(有)アトム	吉田 安秀	
13	タクシー事業者の団体	(一社)熊本県タクシー協会	吉田 光義	
14	タクシー運転者の団体代表	熊本県自動車交通労働組合	宗像 正洋	
15	国土交通省	九州運輸局熊本運輸支局	田村 正宜	
16	熊本県警察	玉名警察署	星子 博秋	
17	道路管理者	玉名市	田代 史典	
18	玉名市職員	玉名市	宮本 圭一郎	会長
—	オブザーバー	九州運輸局熊本運輸支局	白石 勇人	
—		熊本県交通政策課	高松 江三子	

令和6年2月時点